

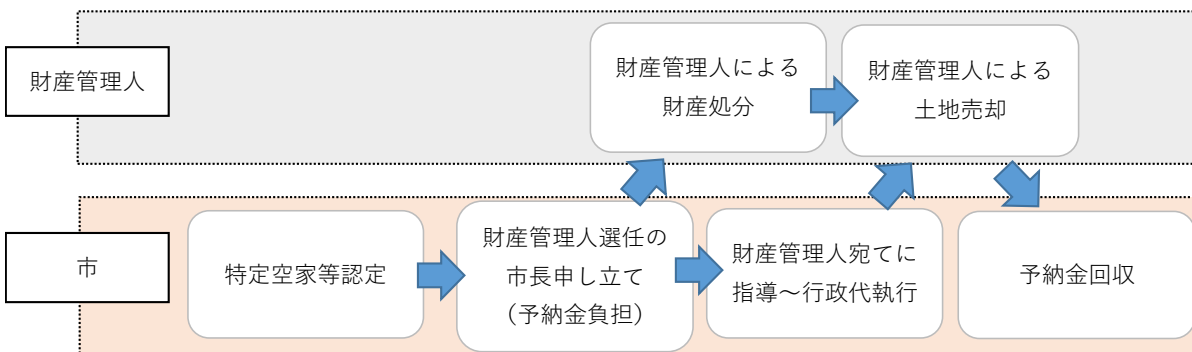
## 特定空家等への財産管理制度活用

資料4

事例②と事例③は、特定空家等認定に係る通知を送付するため、司法書士に委託し所有者等を探索していたが、相続人不存在が確定した。これらの空家等は既に地域の生活環境に悪影響を及ぼしており、放置しても状況が改善される可能性が皆無であることから、市として早急に対応が必要となる。

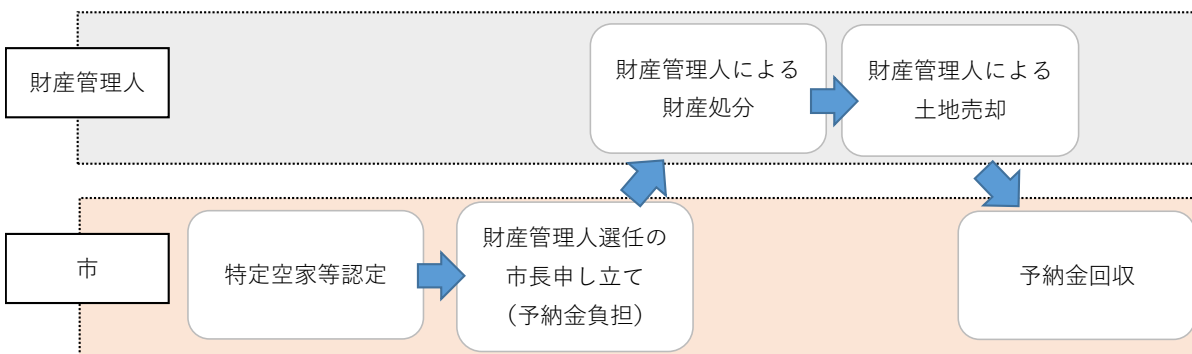
	事例②	事例③
所有者等	所有者H12.5月死亡。生前は市外住所 相続人3人は放棄済、所有者の詳細を知る者は既に死亡。	所有者とは生前交渉経緯有り 相続人12人は放棄済。 平屋一階建て
空き家不具合	巨木及び巨木に押されたブロック塀倒壊の可能性	屋根の破損、飛散。外壁の破損。庭木の繁茂。
財産状況	不動産抵当権なし（抹消手続き漏れ）	不動産抵当権なし
	私的な債務は不明	私的な債務はない可能性大 （生前の状況により）
不動産売却見込	不明	300万～500万円

【事例②の流れ】 財産整理に係る時間が読めず、時間がかかると想定



※財産整理等に時間が要するようであれば、行政代執行を平行して行い、危険箇所（巨木・ブロック塀）の除去を優先する。仮に財産整理が順調に進むようであれば、代執行は行わない。

【事例③の流れ】 財産整理に時間を要しないと想定



～不存在 いつかは必ず 特定空家～